

## 2007年度（平成19年度）第1回福山市入札監視委員会会議概要

### 1 会議名

2007年度（平成19年度）第1回福山市入札監視委員会

### 2 開催日時・場所

2007年（平成19年）5月21日（月）午後2時～午後3時10分  
福山市役所議会棟3階 第5委員会室

### 3 出席委員

富田委員，中山委員，坂本委員，三谷委員，相原委員

### 4 出席した職員

建設管理部長，農林土木部長，都市部長，水道局業務部長，水道局工務部長，契約課長  
建設政策課長，技術検査課長，北部建設産業課長，都市整備課長，公園緑地課長  
水道局経理課長，水道局北部営業所長，水道局配水課長

### 5 会議の概要

#### （1）2006年度（平成18年度）の契約状況等について

契約課長から次のとおり説明を行った。

福山市と水道局の発注分について，2004年度から2006年度までの3年間の落札率を比較したところ，福山市発注分について，2006年度は2004年度と比べ約10ポイント，2005年度と比べ約7ポイントの大幅な低下が見られた。また，水道局発注分についても同様に大幅な低下が見られた。

一方で競争の激化により，低入札も大幅に増加しており，福山市発注分では調査対象となった案件数は2004年度が25件，2005年度が35件であったものが，2006年度では84件が低入札となった。水道局分についても，同様に12件が低入札となっている。

本年度の入札・契約制度の主な改善項目は，すべての建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札を電子入札としたこと，設計金額1千万円以上の工事を条件付一般競争入札としたこと，また低入札価格調査制度を廃止し，最低制限価格制度に一本化したことなどである。

#### （2）抽出案件の選定理由について

三谷委員から次のとおり説明を行った。

公募型指名競争入札から，落札率が特に低いものを1件選定した。指名競争入札からは落札率及び落札者に着目したものを1件，また，随意契約からは，落札率が特に低いものを1件選定した。水道局発注分については，公募型指名競争入札から，落札率の偏りの観点から1件，また，指名競争入札からは，工事担当部局の観点から1件選定した。

(3) 抽出案件の審議

- ア 中央公園樹木移植工事(その5)
- イ 道路改良工事(割石三斗木線4工区)
- ウ 福山駅前広場整備工事(地下送迎場)
- エ 配水管布設工事
- オ 庁舎改修工事

アからオについて、契約担当課長及び当該工事担当課長が各々の発注した工事について説明を行った。

(4) 入札及び契約手続の運用状況についての報告

- ア 指名除外措置運用状況
- イ 低入札価格調査制度の運用状況

ア及びイについて、契約課長から取りまとめて報告を行った。

(5) 次回委員会の開催日時について

8月中旬に開催することとし、日程については、後日事務局が調整する。

(6) 次回委員会で審議の対象とする工事の抽出方法について

次回の事案の抽出は、本年4月から6月分を対象として、相原委員が担当する。

6 発言の要旨

主な質疑応答は、次のとおりである。

(1) 抽出案件の審議

ア 中央公園樹木移植工事(その5)について

Q1 抽出案件は中央公園樹木移植工事の5回目のもので、入札方式は異なるが、これと同種の工事を過去4回指名競争入札で行っている。

今回は公募型指名競争入札で行ったものだが、今までのものと金額が桁違いに大きいのはなぜか。また、樹木の移植に季節が関係するとすれば4回の入札で足りるはずだが、5回に分けたのはなぜか。そして、過去4回の工事と今回の工事内容の違いは何か。内容に大きな違いがないとすれば落札率が大幅に低下したのはなぜか。

A1 (その1)から(その4)の工事は、中央図書館建設予定区域内の工事であり、建築工事を6月22日から着手するため、それに先立ち実施するものであり、(その1)及び(その2)については中央公園の再整備に使わない樹木の移植と伐採を行い、(その3)及び(その4)については公園の再整備に使用する樹木を移植するものである。(その5)については、福山駅南地区都市再整備計画に基づく中央公園再整備事業として実施するものであり、区域も広く、高木も多くある区域内の工事である。

Q2 樹木を移植するのに季節は関係するののか。

A 2 本来、移植は樹木が冬眠する冬場が望ましいが、中央図書館建設工事の発注が6月のため、それまでに樹木の移植を行わないと工事現場の仮囲いができず工事が遅延するため、できるだけ樹木に影響を与えない工法での施工を指示した。

Q 3 (その5)は公募型指名競争入札だが、過去4回の工事の落札業者が入札に1者も入っていないが、一定レベル以上の業者でないとは参加できないなど、応募資格に制限があるのか。

A 3 入札参加資格を造園工事510点以上の者としており、本市が造園工事で認定している業者はすべて参加できることとした。

Q 4 この樹木移植の保証期間はいつまでか。

A 4 市の発注する植栽工事については通常瑕疵担保として保証期間はあるが、このような移植工事には保証期間はない。

Q 5 やりっぱなしということか。

A 5 樹木へのこも巻きや水やり等は、計画的に行うよう設計図書で指示している。なお、(その5)で移植した高木については、本年度入札により業者選定し維持管理を行うこととしている。

Q 6 (その3),(その4),(その5)で再利用する樹木は何本ぐらいか。

A 6 高木、中木、低木を合わせ約150本である。

Q 7 抽出案件の落札率が53%とそれまでの4件と比べ大きく低下したのはなぜか。

A 7 入札者全員の平均入札率が72%余りと低く、また3者が低入札価格調査の対象となる激しい競争があった。これは、他の4件の工事と比べ規模が格段に大きく、造園工事においてこのような規模の工事の発注がないため、受注意欲が高まったものと思われる。

Q 8 (その1)から(その4)までの工事における業者の指名理由は何か。また、指名業者は同じか。

A 8 造園業を専門としている業者から、(その1)は9者、(その2),(その3)及び(その4)はそれぞれ8者指名している。専門業者を4つの工事に振り分け、重複しないように指名している。

#### イ 道路改良工事(割石三斗木線4工区)について

Q 9 この工事を落札した業者は、2006年1月から2007年3月までの15ヶ月間に18件落札しており、これらの平均落札率は94.9%と高率であった。このように特定業者が特定の課の発注する工事を短期間に、ほとんど同率の高い落札率で落札しており、とても自由競争の結果とは思えないがなぜなのか。

A 9 これらの工事の指名業者選定にあたっては、基本原則である工事場所に近い業者から選定しているが、この芦田地区には業者数が少なく、近隣の駅家町と新市町からも選定している。入札の結果を見る限りでは、地区外の業者は強い受注意欲を示さず、結果として近隣の業者に偏ることになったと考えている。

芦田町内における15ヶ月間の発注工事について見ると、監視委員会の対象とされない250万円未満の工事も含め入札件数は40件あり、これらの平均落札率は94.8%で、この業者の平均落札率94.9%とほとんど変わらず、この業者だけ

に限らず芦田地区は落札率が高い状況である。

なお、近隣の新市町、駅家町及び加茂町の落札率はそれぞれ92.3%、90.9%、94.3%と芦田地区よりは少し低くなっている。

Q10 地区内の業者数が少ないということは理解できるが、それならエリアを広げ指名する業者を増やしてはどうか。

A10 指名業者は工事場所に近い者から選定するというのが原則であり、近くの業者を選定せず、遠くの業者を選定するというのは客観性に欠ける。地域を限定した指名については、これまで当委員会で指摘されてきたところだが、公募型指名競争入札の拡大ということで取り組んできた。本年度からは1千万円以上の工事について条件付一般競争入札で実施しており、来年度からは全ての建設工事の入札について、条件付一般競争入札に付する方針である。

地域性もあり、どれだけの応募者数があるかは不明だが、競争性は一段と増すものと考えている。

Q11 地域性ということ言うと、神辺町についてはまだ特例措置が残っているのか。

A11 神辺町においては、合併特例措置として合併後3ヶ年の2008年度まで、建築一式工事は7千5百万円未満、その他の工事については5千万円未満の案件は、神辺町内の業者で指名競争入札を行うものとしている。ただし、町内業者では対応できない工事は町外の業者も選定している。

#### ウ 福山駅前広場整備工事（地下送迎場）について

Q12 落札した業者は、条件付一般競争入札時の応札額と比べ、今回の随意契約では4千万円ほど安い見積金額を入れているが、その理由は何か。

A12 この案件は、当初、条件付一般競争入札で実施し、議決案件であるため、仮契約を締結したが、仮契約を締結したJVの代表構成員が公正取引委員会の刑事告発を受けたため、指名除外措置を行うとともに、仮契約を解除したものである。駅前整備は、本市が備後の中核都市にふさわしい玄関として整備を急いでいるものであり、遅延は許されないことなどから、当初の落札金額以内という条件を付し、前回入札に参加した6JVに見積もり依頼を行い、そのうち3JVが応じ、最低の価格を提示した者と契約を締結した。したがって、当初仮契約を締結した金額に比べ安価な金額となっている。

Q13 この落札金額で工事の品質は確保できるのか。

A13 この案件ではそれぞれの業者から工事費内訳書を提出させているが、落札した業者からは仮契約締結前に聴き取り調査を行い、経費に当たる共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等については、会社全体の経費でまかなうため圧縮したということであったが、品質と安全確保に関係する直接工事費及び安全費については、それぞれ市の積算の約90%及び150%と確保されており品質が確保されると判断した。

#### エ 配水管布設工事について

Q14 公募型指名競争入札となっているこの案件について、入札金額が75%を少し

下回るあたりに集中しているがなぜか。

A 1 4 本市契約規則で、最低制限価格は予定価格の10分の7を下回らないものとしており、この案件では予定価格を公表しており、応札した各業者は最低制限価格ぎりぎりの75%あたりで競争しており、落札者の落札率は74%であった。一番低い72%で入れた業者は最低制限価格未満のため、失格とした。

Q 1 5 最低制限価格を下回る応札は珍しいのか。

A 1 5 2006年度の入札件数196件のうち9件において最低制限価格を下回る入札があり、その延べ業者数は10者であった。

Q 1 6 最低制限価格の決め方はどうなっているのか。一定のレンジの中で変動し業者に分らないようにしているのか、ある程度経験を積みば予想可能なものなのか。

A 1 6 本市契約規則で、最低制限価格は予定価格の10分の7を下回らないものとしており、工事ごとに最低限、品質管理と安全管理のため必要と考えている費用を積算したものを目安としている。

Q 1 7 業者には算定方法を公表しているのか。

A 1 7 最低制限価格は、予定価格の10分の7を下回らないものとすることは公表している。

Q 1 8 計算方式は公表しているのか。

A 1 8 本年度から低入札価格調査制度を廃止し最低制限価格に一本化しており、土木関連工事については市積算の積上分の80%と率分の40%を足したものであることと公表している。

#### オ 庁舎改修工事について

Q 1 9 水道局が発注する建設工事は、他の課が発注する建設工事と比べ、同じ業者でも落札率が高止まりしているように思える。庁舎の改修工事のようなものは水道局でなく、ほかの課でまとめて発注すれば、より低率の落札となることが期待できるのではないか。

A 1 9 積算については、水道局と市は同じ単価表を使っており、同じ設計金額となる。

また、水道局は福山市とは別組織となっており、会計も企業会計と一般会計で異なり、契約は企業管理者で行っているため、まとめて発注することはできない。

Q 2 0 この工事はC、Dランクの工事なのにBランクの業者を指名しており、その業者が落札している。なぜ選定したのか。

A 2 0 建設工事に係る指名方針では、設計金額1千万円未満の工事について、工事場所から一定距離内の直近の者を指名することができるとなっており指名した。

Q 2 1 これは、指名することができるという規定であって、指名しなければいけないということではないのではないか。

A 2 1 今回は市の指名方針を準用し選定した。

Q 2 2 複数業者がいた場合はどうなのか。

A 2 2 複数あっても、一番近い1者のみを選定することができるということである。